

幼保連携型認定こども園しゃらこども園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 明真学園
所 在 地	曾於市財部町北俣14番地
電 話 番 号	0986-72-0222
代表者氏名	理事長 藤本 高明

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	しゃらこども園
施設の所在地	曾於市財部町北俣14番地
連絡先	電話番号 0986-72-0222 FAX 0986-72-0223
管理者	園長 藤本高明
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利用定員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 15人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 60人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 40人
開設年月日	平成27年 4月 1日
事業所番号	4608-015329-6

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) しゃらこども園のめざすこども
豊かな思いやりのある心を育てます。知的好奇心や遊び心を持ちます。
基本的な生活習慣を身につけます。みほとけさまを拝みます。
ありがとうをいいます。お話をよく聞きます。みんな仲良くいたします。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	5,006㎡
	園庭	2,511㎡
園 舎	構 造	鉄骨造
	延べ面積	1432.51㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	2室	桃組(0歳児)、菫組(1歳児)
ほふく室	1室	中庭デッキを含む
保育室	7室	桜組(満2歳児クラス)、虹組(満3歳児クラス) きりん組(満4歳児・5歳児混合クラス)、 くじら組(満4歳児・5歳児混合クラス)
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	給食室、給食従事者休憩室
多目的室	1室	
図書室	1室	鉄道ライブラリー

5 職員の設置状況

職 種	職員数	備考
園長	1人	
副園長	1人	
主任保育教諭	1人	
保育教諭等	20人	
事務員	1人	
栄養士	2人	
調理員	2人	

※当園では、「曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に定める基準に基づき、幼児教育・保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	就業規則に定める
副園長	就業規則に定める
主任保育教諭	就業規則に定める
保育教諭・保育士、 幼稚園教諭等	就業規則に定める
事務員	就業規則に定める
栄養士	就業規則に定める
調理員(パート)	就業規則に定める

- ※ ローテーションにより、各保育教諭等の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 幼児教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）及び（注1）
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

（※注1） ・夏期休業(7/21～8/31) ・冬期休業(12/25～1/7) ・学年末(3/25～3/31)

土曜・長期休業日でも、保育が必要な時はお預かりすることもできますので御相談下さい。

7 幼児教育・保育の提供時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間（概ね4時間程度）	9時～13時（※注1）
2号認定子ども	保育標準時間（最大11時間）	7時～18時（※注2）
3号認定子ども	保育短時間（最大8時間）	9時～17時（※注3）

（※注1） 14時を超えて保育を必要とされる場合は、預かり事業を利用することもできますので御相談ください（別途利用者負担が必要となります）。

また、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきますようお願いいたします。

（※注2） 7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定させていただきます）。

なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、お支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

また、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきますようお願いいたします。

（※注3） 9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、9時から17時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、17時から18時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、お支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

また、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきますようお願いいたします。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

(2) 仏教保育

仏教精神に根ざした保育、教育（まことの保育）を目指します。

(3) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	10時00分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	10時00分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	2号認定児
4歳児		11時30分頃	15時頃	2号認定児
5歳児		11時30分頃	15時頃	2号認定児

※ 献立表は毎月別途ホームページにてお知らせします。

※ 食物アレルギーのあるお子様は食物アレルギー診断書及び除去指示書を提出して頂きます。
それに基づいて給食を提供いたします。

(4) その他

就労形態の多様化等保育時間の延長への需要に対応するため、延長保育を実施します。

詳しくは延長保育事業実施要綱を参考にしてください。

休日保育は行いません。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

1号認定は月20日算定、2号・3号認定は月25日算定です。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、原則口座引き落としとなります。

10 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

- (1) 内科, 外科

医療機関の名称	あないクリニック
医 院 長 名	穴井慶太
所 在 地	曾於市財部町南俣 1705 番地 7
電 話 番 号	0986-72-0777

- (2) 歯科

医療機関の名称	宅間歯科医院
医 院 長 名	宅間政次
所 在 地	曾於市財部町南俣 11178-10 番地
電 話 番 号	0986-72-3850

- (3) 薬剤師

名 称	薬剤師
薬 剤 師 名	藤本久代
所 在 地	曾於市財部町南俣 1 番地
電 話 番 号	0986-72-0221

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 藤本慈明、藤本久代	
	・ご利用時間 9:00 ~ 17:00	
第三者委員	・電話番号 0986-72-0222	
	F A X 0986-72-0223	
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	井手上博文	電話番号 0986-72-0222
	西久保ケイ子	苦情処理委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	準耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 無 ・その他，カーテン，敷物，建具等の防災処理 有 <ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 無
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月1回以上実施します。

1.5 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
副食費(1号認定)	副食費として	月額 4,800 円
〃 (2号認定)		月額 4,800 円
施設充実費	安全で充実した保育環境保持	月額 300 円
保険料	日本スポーツ振興センター	必要経費
教材費	クレヨン、粘土他	必要経費
遠足等行事に係る交通費その他	公共交通機関（地下鉄，バス等） その他移動手段に要する経費	実際に要した経費（実費）

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

ア 1号認定児 教育標準時間認定に係る時間外保育料

AM7:00～AM8:30	¥200/回
PM2:00～PM5:00	¥450/回(おやつ代含む)
AM9:00～PM1:00 土曜 長期休暇(夏・冬・学年末)	¥1,500/回(弁当持参)

イ 2号、3号認定児 保育短時間認定に係る時間外保育料

AM7:00～AM8:30	¥200/回
PM5:00～PM6:00	¥200/回

ウ 2号、3号認定児 保育標準時間認定に係る時間外保育料

PM6:00～PM6:30	¥100/回
---------------	--------

※各号の保育規定の時間外の場合、追加利用料(¥1,500)を頂きます。

(R7.4.1からの改訂)